

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

平成30年12月定例会

受 理 番 号	5	受 理 年 月 日	平成30年11月21日
請 願 ・ 陳 情 者	前橋市本町3丁目9-10 群馬県自治体一般労働組合 執行委員長 宮内 政己		
紹 介 議 員	加 藤 幸 子		
付 託 委 員 会	総務市民常任委員会		
<p style="text-align: center;">「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の 地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願書</p> <p>2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行されます。</p> <p>地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには、十分な行政サービスは提供できないと言っても過言ではありません。</p> <p>民間企業に働く非正規労働者は、2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まりました。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に「いつまでも非正規、いつでも雇い止め」できる不安定な状態に置かれています。</p> <p>また、臨時・非常勤職員の処遇は低く、最低賃金と大差ない賃金、通勤手当や一時金の支給もなく働いている人たちが多数います。</p> <p>貴議会におかれては、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上を図っていただきたく存じます。</p> <p>あわせて、地方公務員法・地方自治法改正の趣旨である臨時・非常勤職員の待遇改善を行うためには、改善に要する財源の確保が必要となります。よって、国において十分な財政措置を講じるよう「意見書の提出」をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。</p> <p>2 会計年度任用職員への移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤職員の任用や労働条件が維持されるよう、各自治体に対し適切な助言を行</p>			

うこと。また、人材確保や任用の観点から、引き続き検討を行うこと。

- 3 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」に関する法整備の動向を踏まえ、パート労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映されるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。
- 4 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。